

広島県告示第七百三十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、昭和四十年広島県告示第六百七十二号で指定した広島港広島地区（その三）の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成十九年六月二十五日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点四二までを順次結んだ線ならびに最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域。

二 点の位置（基点の標示角度は真北による）

基準点 三等三角点「江波」広島市中区江波南一丁目四〇番一号

（北緯三四度二分五八秒、東経一三二度二六分〇六秒、標高三七・六一メートル）

- 基点一 基準点から六四度の方向七一〇メートルの点
- 基点二 基点一から一〇七度の方向九メートルの点
- 基点三 基点二から一六四度の方向七一メートルの点
- 基点四 基点三から一八二度の方向六〇メートルの点
- 基点五 基点四から一九八度の方向二四八メートルの点
- 基点六 基点五から一七九度の方向五四メートルの点
- 基点七 基点六から一九八度の方向三二五メートルの点
- 基点八 基点七から一九八度の方向二六三メートルの点
- 基点九 基点八から二一九度の方向三六メートルの点
- 基点一〇 基点九から二八七度の方向七メートルの点
- 基点一一 基点一〇から一九八度の方向四六メートルの点
- 基点一二 基点一一から一〇〇度の方向二〇二メートルの点
- 基点一三 基点一二から一九〇度の方向二〇五メートルの点
- 基点一四 基点一三から九九度の方向一二メートルの点
- 基点一五 基点一四から七二度の方向二八三メートルの点
- 基点一六 基点一五から六二度の方向一〇九メートルの点
- 基点一七 基点一六から一度の方向四三メートルの点
- 基点一八 基点一七から一八度の方向一八三メートルの点
- 基点一九 基点一八から一八度の方向五六九メートルの点
- 基点二〇 基点一九から一〇八度の方向八九メートルの点
- 基点二一 基点二〇から一〇〇度の方向二六二メートルの点
- 基点二二 基点二一から一九八度の方向二四メートルの点
- 基点二三 基点二二から一〇〇度の方向一一二メートルの点

基点二四 基点二三から一八度の方向八八メートルの点
基点二五 基点二四から一八度の方向七〇メートルの点
基点二六 基点二五から一五度の方向八〇メートルの点
基点二七 基点二六から一三度の方向七五メートルの点
基点二八 基点二七から八度の方向三九メートルの点
基点二九 基点二八から三度の方向七六メートルの点
基点三〇 基点二九から三五六度の方向八三メートルの点
基点三一 基点三〇から三五二度の方向一三〇メートルの点
基点三二 基点三一から二八七度の方向三九メートルの点
基点三三 基点三二から三五〇度の方向七三メートルの点
基点三四 基点三三から三三九度の方向二〇メートルの点
基点三五 基点三四から三五〇度の方向四〇メートルの点
基点三六 基点三五から八〇度の方向三九メートルの点
基点三七 基点三六から三五〇度の方向八八メートルの点
基点三八 基点三七から一〇八度の方向四メートルの点
基点三九 基点三八から三五〇度の方向六九メートルの点
基点四〇 基点三九から二九六度の方向三六メートルの点
基点四一 基点四〇から一九度の方向二二メートルの点
基点四二 基点四一から一一六度の方向八メートルの点